

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エイチ・アイ・エス			コード	9603		
提出日	2026/1/22		異動（予定）日	2026/1/28			
独立役員届出書の提出理由	2026/1/28開催予定の第45回定期株主総会にて社外取締役の選任議案が付議されている為、当該届出書を提出いたします。 ・独立社外取締役として新たに選任される予定である松本高一氏の届出をいたします。 ・独立社外取締役監査等委員の鍋島厚氏は2026/1/28をもって任期満了により退任いたします。 ・独立社外取締役である香川進吾氏は2026/1/28をもって任期満了により退任し、新たに独立社外取締役監査等委員として選任される予定です。 ・独立社外取締役の大和田順子氏および独立社外取締役監査等委員の金子寛人氏は引き続き独立社外取締役として届出いたします。 ・松本氏の状況に変更がございましたので再提出いたします。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大和田順子	社外取締役	○													○	有	
2	松本高一	社外取締役	○										○				新任	有
3	金子寛人	社外取締役	○													○	有	
4	香川進吾	社外取締役	○													○	有	
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	大和田氏は日本電信電話株式会社では支店の経営企画部、支社広報部、本社国際部、人事部などで多様な経験を積み、リード幹事や人事アソシエーションを務めシニア幹事に昇進など、人事採用教育関連・IT等に関する豊富な知識と見受けられ、さらには上場企業の顧問・社外取締役を歴任し、豊富な業務経験や識見を備えています。このような経験や実績は、当該取締役の意欲に資する点に当社企業グループの事業領域の拡大シグローバル展開、そして持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。当社における独立性判断基準は、東京証券取引所の独立性基準を参考に、コボレートガバナンス報告書「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載のとおりであり、大和田氏および同氏の重要な兼職先と当社との間に、特別な利害関係ではなく、当社の独立性基準の要件を満たしている為、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。
2	該当なし	松本氏は代表取締役を務める株式会社アッピアに対し、投資事業に関するコンサルティング業務を委託しております。しかししながら、当社が定める独立性に関する基準を十分に満たしていないこと、また両社の連結売上高に占める割合も僅少であることから、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
3	該当なし	金子氏はアーサーフィンダーゼン会計事務所においてグローバルな視点を培い、公認会計士として長年にわたり監査および会計業務に携わり、極めて豊富な経験と高い見識を有し、法人マネジメントの一員として経営にも参画された経験から、経営者としての知見を備えております。これらの豊富な経験と専門性を踏まえ、当社に対し独立かつ客観的の立場から適切な助言と提言を行い、当社の監査等委員会の職責を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役としていたしました。
4	該当なし	当社における独立性判断基準は、東京証券取引所の独立性基準を参考に、コボレートガバナンス報告書「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載のとおりであり、金子氏および同氏の重要な兼職先と当社との間に、特別な利害関係ではなく、当社の独立性基準の要件を満たしている為、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。
5		

4. 補足説明

コボレートガバナンス報告書「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」は下記URLを参照。

https://www.his.co.jp/assets/cg_report.pdf

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要な株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。